

り、いにしへは國の塊區むなを稱するに、往々同名を以てす、假令之、和泉國に和泉郡あり、河内國に

〔近江名所圖會〕近江國滋賀郡中略滋賀郡は、北は白鬮、貫井、細川のほとりを限り、西は

〔日本書紀景七〕五十八年二月辛亥、幸近江國居志賀三歲、是謂高穴穗宮、

〔萬葉集一〕過近江荒都時、柿本朝臣人麿作歌、略中

反歌

樂浪之思賀乃辛崎雖幸有大宮人之船麻知兼津

〔冠辭考四〕さゝなみの志賀御神大津の宮故きみやこ

萬葉卷一に呂人万左散難彌乃志我能太和太、また樂浪之思賀乃辛崎卷二に、東神樂波之志賀左

射禮浪敷布爾卷七に、神樂聲浪乃四賀津之浦能云々、又集中に、樂浪乃とて、大津宮故京國都美

神大山守平山風などもつゞけたり、こは近江の志賀郡にある笹なみてふ地にて、その大名

なる故に、其邊りの所には冠らせたる也、地の名なる事は、神功紀に、及于狹々浪栗林云々、欽明

紀于高麗使到發自難波津、控引船於狹々波山而云々、天武紀に、會於笹此云浪而探捕左右大臣

云々と有にて、まねり、さて其笹は小竹也、浪は借字にて、靡の意也、故になびく物にはつけてい

へり、古事記に、應神志那由布佐々那美遲とよみしも、此篠靡道にて、まなへたゆふてふ語を

冠らしめたるにてもおもへ、故に右の狹々は清て唱ふる也、然るを近江の湖によりて、さゝ波

てふ語を冠らしむと思へるは、委しからず、その浪のさゝ波をば、卷二に、左射禮浪、卷十三に、沙

邪禮浪など、下のさに濁る字を書て、まらせたり、かの神樂波之志賀佐射禮浪とよめるにても、

上の神樂波は、同じ事ならぬを、知べき也、

〔日本書紀九〕三月元攝政庚子、命武内宿禰、和珥臣祖武振熊、卒數萬衆、令擊忍熊王、略中軍衆走